三条市原油価格・物価高騰対応高齢者福祉事業者支援金交付要領

（趣旨）

第１条　この要領は、原油価格・物価高騰の影響を受けている高齢者福祉事業者等に対し、三条市原油価格・物価高騰対応高齢者福祉事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、三条市補助金等交付規則（平成17年規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、使用する用語は、次の各号に掲げる法律において使用する用語の例による。

（１）介護保険法（平成９年法律第123号）

（２）老人福祉法（昭和38年法律第133号）

２　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）高齢者福祉事業者等　三条市に住所を有し、関係法等の規定により新潟県若しくは本市の指定、許可、認可、認定又は登録がなされたものとし、次に掲げる施設又はサービスをいう。

　ア　訪問介護

　イ　訪問入浴介護

　ウ　訪問看護

　エ　訪問リハビリテーション

　オ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護

　カ　通所介護

　キ　通所リハビリテーション

　ク　地域密着型通所介護

　ケ　認知症対応型通所介護

　コ　小規模多機能型居宅介護

　サ　複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

　シ　短期入所生活介護

　ス　短期入所療養介護

　セ　介護老人福祉施設

　ソ　介護老人保健施設

　タ　介護医療院

　チ　認知症対応型共同生活介護

　ツ　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

　テ　福祉用具貸与又は特定福祉用具販売

　ト　居宅介護支援

　ナ　介護予防支援

　ニ　有料老人ホーム

　ヌ　サービス付き高齢者向け住宅

　ネ　軽費老人ホーム

　ノ　養護老人ホーム

（２）前号に掲げる施設及びサービスには、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス、通所型サービスの指定を受けたものも含むものとし、介護保険法第71条の規定において介護保険施設に指定されたとみなされる施設及びサービスは含まないものとする。

（３）法人等　前号に掲げる高齢者福祉事業者等を運営する法人等をいう。

（申請者）

第３条　支援金の交付を受けることができる者（以下「申請者」という。）は、令和４年10月１日現在において、高齢者福祉事業者等を運営する法人等とする。ただし、下記の高齢者福祉事業者等は除く。

（１）申請時点で休止又は廃止している高齢者福祉事業者等（新型コロナウイルス感染症に伴う一時的な休止の場合を除く。)

(２) 事業を継続する意思がなく、今年度中に休止又は廃止を予定している高齢者施設等

（３）市税を滞納している者

（４）その他市長が不適当と認める者

（支援金の額及び算定方法）

第４条　支援金の額及び算定方法は、別表に定める施設及びサービスの区分ごとに交付することとする。

２　法人等において複数の高齢者福祉事業者等を運営している場合は、合算して交付することとする。

３　支援金の交付は、一の法人につき１回とする。

（交付金の申請）

第５条　申請者は、支援金の交付を受けようとする者は、市長が定める日までに三条市原油価格・物価高騰対応高齢者福祉事業者支援金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず市長が必要と認めた場合は、交付に審査に当たって必要な書類を提出させることができる。

（交付決定及び額の確定）

第６条　市長は、前条の規定により提出された申請書を受理した時は、その内容を審査し、交付又は不交付を決定する。

２　市長は、前項の規定により支援金を交付すること又は交付しないことを決定したときは、申請者に対し、三条市原油価格・物価高騰対応高齢者福祉事業者支援金交付（不交付）決定通知書兼支援金確定通知書（様式第２号）により通知する。

（検査及び報告）

第７条　市長は、必要があると認めるときは、申請者から報告若しくは資料の提出を求め、又は、職員に申請書の法人等の事務所及び高齢者福祉事業者等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは、関係者へ質問させるものとする。

２　申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（交付決定の取消し）

第８条　市長は、前条の規定による検査で交付決定を受けた者が法令又は本要領に違反したこと又は虚偽その他不正な手段により交付決定を受けたことが判明したときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

２　市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合は、三条市原油価格・物価高騰対応高齢者福祉事業者支援金交付決定取消通知書（様式第３号）により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第９条　前条の第２項による交付決定の取消しを受けた者は、当該取消しにかかる部分について既に支援金の交付を受けている場合は、三条市原油価格・物価高騰対応高齢者福祉事業者支援金返還命令書（様式第４号）により市長が定める期日までに当該支援金を返還しなければならない。

（関係書類の整備及び保存）

第10条　支援金の交付を受けた者は支援金に係る書類を備え、交付の決定を受けた日の属する会計年度の終了後５年間保存しておかなければならない。

（その他）

第11条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

１　この要領は、令和４年12月19日から施行する。

（別表）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設又はサービス種別 | 支援金の額（円） |
| ア　訪問介護 | 200,000 |
| イ　訪問入浴介護 |
| ウ　訪問看護 |
| エ　訪問リハビリテーション |
| オ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| カ　通所介護 |
| キ　通所リハビリテーション |
| ク　地域密着型通所介護 |
| ケ　認知症対応型通所介護 |
| コ　小規模多機能型居宅介護 |
| サ　複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） |
| シ①　短期入所生活介護（単独型、併設型） | 300,000 |
| シ②　短期入所生活介護（空床利用型） | 100,000 |
| ス　短期入所療養介護 |
| セ　介護老人福祉施設 | 1,200,000 |
| ソ　介護老人保健施設 |
| タ　介護医療院 |
| チ　認知症対応型共同生活介護 | 300,000 |
| ツ　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 450,000 |
| テ　福祉用具貸与又は特定福祉用具販売 | 80,000 |
| ト　居宅介護支援 |
| ナ　介護予防支援 |
| ニ　有料老人ホーム | 300,000 |
| ヌ　サービス付き高齢者向け住宅 |
| ネ　軽費老人ホーム |
| ノ　養護老人ホーム |

　※テ「福祉用具販売」又は「特定福祉用具販売」のいずれかの指定を受けているものとする。

　※上記、別表には各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス、通所型サービスの指定を受けたものを含むものとし、介護保険法第71条の規定において介護保険施設に指定されたとみなされる施設及びサービスは含まないものとする。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）三条市長

申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　　代表者　職・氏名

三条市原油価格・物価高騰対応高齢者福祉事業者支援金交付申請書兼実績報告書

　三条市原油価格・物価高騰対応高齢者福祉事業者支援金交付要領第５条の規定

に基づき、支援金の交付を申請するとともに、実績を報告します。

記

１　交付申請・実績報告額　　　　　　　　　　　　　　　円

２　振込先及び対象施設

　　別紙　対象施設・事業所内訳書のとおり

（様式第１号　別紙）

対象施設・事業所内訳書

１　法人情報

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請日 | 法人名 | 電話番号 | 担当者氏名 |
|  |  |  |  |

２　振込先（法人にまとめて振り込みます）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関 | 支店名 | 口座種別 | 口座番号 | 口座名義人 |
|  |  |  |  |  |

３　対象施設・事業所内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所番号 | 施設・事業所名 | 施設・サービス種別 | 支援金額（円） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　計 | 円 |

　申請に当たり、確認の上、下の□にチェックを入れてください。

* 私は、上記対象施設・事業所等に誤りがないことを確認しました。
* 上記の対象施設・事業所について、今年度は休止・廃止する予定がなく、

事業継続を行います。

暴力団排除に関する誓約

□　私（当法人・当団体）は、次のいずれにも該当しません。

(1)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2)暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3)暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

(4)自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目　的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(5)暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(7)(3)から(6)に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される

 べき関係を有する者

* 上記誓約事項の確認のため、関係書類にある個人情報を基にして、三条警察署に照会が行われる場合があることに同意します。

様式第２号（第６条関係）

第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

三条市長

三条市原油価格・物価高騰対応高齢者福祉事業者支援金交付（不交付）

決定通知書兼支援金確定通知書

　　年　　月　　日付けで交付申請のありました事業に対する支援金について、

下記のとおり交付（不交付）の決定及び額の確定をしましたので、三条市原油

価格・物価高騰対応高齢者福祉事業者支援金交付要領第６条に基づき、通知し

ます。

記

１　交付決定額（不交付の理由）及び確定額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（不交付の理由）

様式第３号（第８条関係）

第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

三条市長

三条市原油価格・物価高騰対応高齢者福祉事業者支援金交付決定取消通知書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定しました三条市原油価格・物価

高騰対応高齢者福祉事業者支援金について、次のとおり交付決定の取消しをしま

したので、三条市原油価格・物価高騰対応高齢者福祉事業者支援金交付要領第８

条に基づき、通知します。

記

１　交付決定額

　　　　　　　　　　　　　　円

２　交付決定取消額

　　　　　　　　　　　　　　円

３　取消理由

様式第４号（第９条関係）

第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

三条市長

三条市原油価格・物価高騰対応高齢者福祉事業者支援金返還命令書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で金額を確定しました（交付決定を取消し

ました）三条市原油価格・物価高騰対応高齢者福祉事業者支援金について、次の

とおり支援金の返還を命じます。

記

１　返還額

　　　　　　　　　　　　　　円

２　返還期限

３　返還理由